

「LEC 桜島の『主要6科目を究極の2択でFINALチェック!』」(RL13198)から
第45回社労士試験【選択式】国年法 空欄Eが**的中**しました !!



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13098 p.38 問44
<保険料(後納保険料)>

44. 平成24年10月1日から3年経過するまでは、過去の滞納していた保険料について、(①追納する②後納保険料として納める)ことができる。

☆ 追納は、「過去に免除されていた保険料」を後から納める制度である。

☆ 【似ている言葉多い】《大臣の承認、前10年、老基の受給権者除く》

本試験出題はこうでした!

第45回 社労士試験 問題
〔選択式〕 国民年金法 【空欄E】

平成24年10月1日から起算して を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者(国民年金法による を除く。)は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前 以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が しているものに限る。)の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料()を納付することができる。

解答 → ③3年

(解答 → ⑩老齢基礎年金の受給権者)

(解答 → ⑥10年)

(解答 → ⑪時効によって消滅)

解答 → ⑨後納保険料

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。